平成２８年（フ）第４７５号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目１番24号セジュールソアラ101号
破産者　和田　勝美
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５１３号
大阪府和泉市肥子町１丁目５番21―103号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―２―1313
破産者　冨田　徹也
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
奈良県橿原市大久保町444番地の１　三ツ山マンション２階Ｆ号室、前住所奈良県御所市大字小林451番地
破産者　山口　奈央（旧姓中嶋）
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９７９号
札幌市厚別区もみじ台東２丁目３番７号
破産者　北田　康弘
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
群馬県沼田市利根町追貝264番地３
破産者　金子いさ子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１３９５号
埼玉県戸田市下戸田１丁目７番16―418号
破産者　稲村　　建
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０６号
埼玉県蓮田市大字閏戸3973番地３
破産者　飯田　　隆
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７７号
川崎市中原区中丸子571番地　ＪＭＴビル３―Ｂ
破産者　野瀬千賀子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６４号
川崎市高津区新作３丁目13番４―405号　市営住宅
破産者　渡邉　文隆
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
岐阜県不破郡垂井町1575番地の12
破産者　板垣　環樹
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２７７号
岐阜市水海道２丁目12番２号
破産者　岸上とし子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６５２号
愛知県知多市八幡新町３丁目９番地の14　第２ボナール早川103、従前の住所名古屋市東区泉２丁目29番４号　プロビデンス泉508号
破産者　松澤　欣充
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００４号
愛知県清須市朝日弥生13番地３
破産者　那須野元太
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２４号
名古屋市中川区小本本町３丁目115番地　クレディ102号、申立時の住所名古屋市中村区烏森町１丁目120番地　キャスモマンション102号（従前の住所）名古屋市中村区烏森町８丁目614番地の１
破産者　水谷　綾菜
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７００号
名古屋市港区入船１丁目４番３号　リリーハイツ港1103号
破産者　安田　昌代
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０９号
名古屋市北区東大杉町３丁目25番地の１　エクセル加藤３階、従前の住所名古屋市東区芳野３丁目２番22号　日商岩井赤塚ハイツ901号
破産者　皐月堂ことタウ工房こと住まいるはなこと大谷崇裕こと　大谷　貴宏
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６号
島根県出雲市口宇賀町103番地８
破産者　篠原恭太郎
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第５０号
愛媛県宇和島市小浜2190番地
破産者　野本幸次郎
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部